

(別紙)

2026 年 4 月 30 日

金融資産の減損に関する会計基準案等に関する適正手続の遵守状況

企業会計基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2025 年度における適正手続の遵守状況のうち、企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等（対象となる企業会計基準等は（別紙 2）を参照のこと）及び補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」（以下「補足文書案」という。）に関する適正手続の遵守状況を報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則（以下「会計基準適正手続規則」という。）に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。なお、会計基準の開発に着手することとした 2019 年 10 月以後公開草案が公表された 2025 年 10 月末までに会計基準適正手続規則が 5 回改正されているが、最終改正の会計基準適正手続規則と改正前の会計基準適正手続規則で求められる適正手続の内容に実質的な変更はないため、以下の記載は最終改正の規定に基づいている。

審議テーマの決定

項目	会計基準適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議テーマの決定	<u>第 23 条 第 3 項</u> 委員会は、第 1 項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。	2016 年 8 月に公表した中期運営方針において、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みに関する今後の検討課題の 1 つとして、金融商品に関する会計基準を取り上げることとした。

項目	会計基準適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
		2018 年 8 月 27 日に開催された第 391 回企業会計基準委員会において、「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）の公表が承認され、2019 年 1 月 11 日に開催された第 400 回企業会計基準委員会より意見募集文書に寄せられたコメントを踏まえて、会計基準の開発に着手するか否かの検討を開始した。 その後、2019 年 10 月 25 日に開催された第 419 回企業会計基準委員会において、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に着手することとした。

公開草案の公表

項目	会計基準適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況	<u>第 7 条 第 1 項</u> 委員会の議事は、原則として一般に公開し、受付の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	【企業会計基準委員会の状況】 公開草案の公表（2025 年 10 月 29 日）まで、企業会計基準委員会において 71 回の審議が行われた。詳細は（別紙 3）を参照のこと。 企業会計基準委員会はウェブでの傍聴を認めた。 【金融商品専門委員会の状況】 公開草案の公表（2025 年 10 月 29 日）まで、金融商品専門委員

項目	会計基準適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
		会において68回の審議が行われた。詳細は（別紙3）を参照のこと。 金融商品専門委員会はウェブでの傍聴を認めた。
	<u>第9条 第1項</u> 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	・2021年8月から2022年3月まで 審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会の2営業日から3営業日前の送付となった例が散見された。 ・2022年4月から2025年10月まで 審議資料は、企業会計基準委員会のおおむね5営業日前に送付された。
	<u>第14条</u> 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会にウェブ会議システム、テレビ会議システム及び電話会議システムなど、即時性、双方向性を満たす方法（以下「ウェブ会議システム等の方法」という。）を使用して出席することができる。	・2021年8月から2022年12月まで 企業会計基準委員会において新型コロナウイルス感染症への対応のためウェブ会議システム等の方法で行った。 ・2023年1月から2025年10月まで 企業会計基準委員会において出席した委員は原則として直接参加していた。
	<u>第15条 第6項</u> 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して又はウェブ会議システム等の方法を使用して意見を表明することができる。欠席した委員	企業会計基準委員会において、書面にて欠席した委員から意見が表明されたことがあり、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明された。

項目	会計基準適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	また、ウェブ会議システム等の方法により欠席した委員からの意見が表明されたことがあった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	<u>第 21 条</u> 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 <u>第 22 条</u> アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	公開草案の公表まで、財務諸表利用者に対して 1 回アウトリーチが実施され、その後の企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の審議の中でその概要が適宜報告された。 アウトリーチの概要については、(別紙 4) を参照のこと。
公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	<u>第 15 条 第 1 項</u> 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	2025 年 10 月 20 日に開催された第 561 回企業会計基準委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員 12 名（委員総数 14 名、2 名欠席）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、2025 年 10 月 29 日に公開草案が公表された。
	<u>第 15 条 第 7 項</u> 委員会に欠席した委員が議決に参加することは認められない。	
公開草案の公開期	<u>第 20 条 第 3 項</u>	2025 年 10 月 29 日にコメント

項目	会計基準適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
間	前2項における公開草案及び論点整理の公開の期間は、原則として、2ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	募集を開始し、2026年2月6日までにコメント受付期間(約3ヶ月)とした。
公開草案に寄せられた意見の公表	<u>第20条 第4項</u> 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見については、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	寄せられた意見を財務会計基準機構のホームページに公開している。

補足文書案の公表

会計基準適正手続規則	遵守状況
委員会が公表する企業会計基準等との関係 企業会計基準等的一部分であると誤解されないようにする（会計基準適正手続規則第12条）。	補足文書案は企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書であることが記載されている。
補足文書案の公表の了承の状況 委員会において審議した上で、了承を得る（会計基準適正手続規則第15条第4項及び第20条第1項）。	委員会で審議し、公表が了承された。

以 上

(別紙 2) 公開草案の対象となる企業会計基準等

対象となる企業会計基準等

1. 公表

- 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」

2. 改正

- 企業会計基準公開草案第 89 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第 90 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」
- 移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」
- 移管指針公開草案第 18 号（移管指針第 12 号の改正案）「金融商品会計に関する Q & A（案）」
- 企業会計基準公開草案第 90 号（企業会計基準第 11 号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準公開草案第 91 号（企業会計基準第 29 号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準公開草案第 92 号（企業会計基準第 34 号の改正案）「リースに関する会計基準（案）」
- 企業会計基準公開草案第 93 号（企業会計基準第 37 号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第 89 号（企業会計基準適用指針第 13 号の改正案）「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第 91 号（企業会計基準適用指針第 30 号の改正案）「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第 92 号（企業会計基準適用指針第 33 号の改正案）「リースに関する会計基準の適用指針（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第 93 号（企業会計基準適用指針第 34 号の改正案）「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
- 実務対応報告公開草案第 71 号（実務対応報告第 30 号の改正案）「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」
- 移管指針公開草案第 16 号（移管指針第 7 号の改正案）「持分法会計に関する実務指針（案）」

以 上

(別紙3) 企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の審議の状況

公開草案の公表に関する企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会の審議の状況

1. 公開草案の公表までの企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第463回	2021年8月11日	・ 基準開発の進め方の検討
第464回	2021年8月30日	・ 抽出した課題の検討
第465回	2021年9月13日	・ 抽出した課題の検討
第466回	2021年9月24日	・ 抽出した課題の検討
第472回	2022年1月26日	・ 抽出した課題の検討
第473回	2022年2月8日	・ 抽出した課題の検討
第474回	2022年2月21日	・ 抽出した課題の検討
第477回	2022年4月13日	・ 抽出した課題の検討
第478回	2022年4月26日	・ 抽出した課題の検討
第479回	2022年5月17日	・ 抽出した課題の検討
第480回	2022年5月31日	・ 抽出した課題の検討
第481回	2022年6月15日	・ 抽出した課題の検討
第482回	2022年6月29日	・ 抽出した課題の検討
第484回	2022年8月1日	・ 抽出した課題の検討
第485回	2022年8月23日	・ 抽出した課題の検討
第486回	2022年9月6日	・ 抽出した課題の検討
第487回	2022年9月21日	・ 抽出した課題の検討
第488回	2022年10月4日	・ 抽出した課題の検討
第490回	2022年11月7日	・ 抽出した課題の検討
第491回	2022年11月21日	・ 抽出した課題の検討
第492回	2022年12月6日	・ 抽出した課題の検討
第493回	2022年12月26日	・ 抽出した課題の検討
第494回	2023年1月17日	・ 抽出した課題の検討
第495回	2023年2月7日	・ 抽出した課題の検討
第496回	2023年2月20日	・ 抽出した課題の検討
第497回	2023年3月8日	・ 抽出した課題の検討
第498回	2023年3月22日	・ 抽出した課題の検討

回数	開催日	審議内容
第 499 回	2023 年 4 月 11 日	・ 抽出した課題の検討
第 501 回	2023 年 5 月 16 日	・ 抽出した課題の検討
第 502 回	2023 年 5 月 29 日	・ 抽出した課題の検討
第 504 回	2023 年 6 月 26 日	・ 抽出した課題の検討
第 507 回	2023 年 8 月 2 日	・ 抽出した課題の検討
第 508 回	2023 年 8 月 24 日	・ 抽出した課題の検討
第 509 回	2023 年 9 月 7 日	・ 抽出した課題の検討
第 511 回	2023 年 10 月 5 日	・ 抽出した課題の検討 ・ アウトリーチ結果（財務諸表利用者）の報告
第 515 回	2023 年 11 月 29 日	・ 抽出した課題の検討
第 517 回	2023 年 12 月 27 日	・ 参考人（財務諸表作成者）に対する意見聴取の報告
第 518 回	2024 年 1 月 23 日	・ 抽出した課題の検討
第 519 回	2024 年 2 月 5 日	・ 抽出した課題の検討
第 520 回	2024 年 2 月 20 日	・ 抽出した課題の検討
第 523 回	2024 年 4 月 2 日	・ 抽出した課題の検討
第 524 回	2024 年 4 月 22 日	・ 抽出した課題の検討
第 526 回	2024 年 5 月 22 日	・ 抽出した課題の検討
第 527 回	2024 年 6 月 5 日	・ 抽出した課題の検討
第 528 回	2024 年 6 月 20 日	・ 抽出した課題の検討
第 529 回	2024 年 7 月 16 日	・ 参考人（財務諸表作成者）に対する意見聴取の報告 ・ 参考人（財務諸表作成者）に対する意見聴取
第 531 回	2024 年 8 月 20 日	・ 抽出した課題の検討
第 532 回	2024 年 9 月 3 日	・ 抽出した課題の検討
第 533 回	2024 年 9 月 18 日	・ 抽出した課題の検討
第 534 回	2024 年 10 月 8 日	・ 抽出した課題の検討
第 535 回	2024 年 10 月 29 日	・ 抽出した課題の検討
第 536 回	2024 年 11 月 18 日	・ 抽出した課題の検討
第 537 回	2024 年 12 月 3 日	・ 抽出した課題の検討
第 538 回	2024 年 12 月 25 日	・ 抽出した課題の検討
第 539 回	2025 年 1 月 21 日	・ 抽出した課題の検討
第 540 回	2025 年 2 月 3 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討

回数	開催日	審議内容
第 541 回	2025 年 2 月 17 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 542 回	2025 年 3 月 4 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 543 回	2025 年 3 月 18 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 544 回	2025 年 4 月 2 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 545 回	2025 年 4 月 17 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 547 回	2025 年 5 月 21 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 548 回	2025 年 6 月 5 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 549 回	2025 年 6 月 19 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 550 回	2025 年 7 月 3 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 551 回	2025 年 7 月 24 日	・ 公開草案の文案の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 553 回	2025 年 8 月 12 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 555 回	2025 年 9 月 3 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討 ・ 参考人（金融庁監督局）に対する意見聴取の報告
第 557 回	2025 年 9 月 18 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 559 回	2025 年 10 月 7 日	・ 公開草案の文案の検討 ・ 関連する会計基準等の改正の検討
第 561 回	2025 年 10 月 20 日	・ 公開草案の公表議決

(金融商品専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 168 回	2021 年 8 月 25 日	・ 基準開発の進め方の検討 ・ 抽出した課題の検討
第 169 回	2021 年 9 月 7 日	・ 抽出した課題の検討
第 170 回	2021 年 9 月 22 日	・ 抽出した課題の検討
第 174 回	2022 年 1 月 11 日	・ 抽出した課題の検討
第 175 回	2022 年 1 月 21 日	・ 抽出した課題の検討
第 176 回	2022 年 2 月 16 日	・ 抽出した課題の検討
第 178 回	2022 年 4 月 4 日	・ 抽出した課題の検討
第 179 回	2022 年 4 月 19 日	・ 抽出した課題の検討
第 180 回	2022 年 5 月 9 日	・ 抽出した課題の検討
第 181 回	2022 年 5 月 25 日	・ 抽出した課題の検討
第 182 回	2022 年 6 月 13 日	・ 抽出した課題の検討
第 183 回	2022 年 6 月 28 日	・ 抽出した課題の検討
第 184 回	2022 年 7 月 25 日	・ 抽出した課題の検討
第 185 回	2022 年 8 月 9 日	・ 抽出した課題の検討
第 186 回	2022 年 8 月 22 日	・ 抽出した課題の検討
第 187 回	2022 年 9 月 7 日	・ 抽出した課題の検討
第 188 回	2022 年 9 月 20 日	・ 抽出した課題の検討
第 189 回	2022 年 10 月 20 日	・ 抽出した課題の検討
第 190 回	2022 年 11 月 2 日	・ 抽出した課題の検討
第 191 回	2022 年 12 月 1 日	・ 抽出した課題の検討
第 192 回	2022 年 12 月 21 日	・ 抽出した課題の検討
第 193 回	2023 年 1 月 12 日	・ 抽出した課題の検討
第 194 回	2023 年 1 月 31 日	・ 抽出した課題の検討
第 195 回	2023 年 2 月 14 日	・ 抽出した課題の検討
第 196 回	2023 年 2 月 28 日	・ 抽出した課題の検討
第 197 回	2023 年 3 月 14 日	・ 抽出した課題の検討
第 198 回	2023 年 4 月 5 日	・ 抽出した課題の検討
第 199 回	2023 年 4 月 27 日	・ 抽出した課題の検討
第 200 回	2023 年 5 月 24 日	・ 抽出した課題の検討
第 202 回	2023 年 6 月 20 日	・ 抽出した課題の検討
第 203 回	2023 年 7 月 24 日	・ 抽出した課題の検討

回数	開催日	審議内容
第 204 回	2023 年 8 月 9 日	・ 抽出した課題の検討
第 205 回	2023 年 8 月 28 日	・ 抽出した課題の検討
第 206 回	2023 年 9 月 25 日	・ 抽出した課題の検討 ・ アウトリーチ結果（財務諸表利用者）の報告
第 207 回	2023 年 11 月 22 日	・ 抽出した課題の検討
第 208 回	2023 年 12 月 12 日	・ 参考人（財務諸表作成者）に対する意見聴取
第 210 回	2024 年 1 月 17 日	・ 抽出した課題の検討
第 211 回	2024 年 1 月 29 日	・ 抽出した課題の検討
第 212 回	2024 年 2 月 15 日	・ 抽出した課題の検討
第 215 回	2024 年 3 月 28 日	・ 抽出した課題の検討
第 216 回	2024 年 4 月 8 日	・ 抽出した課題の検討
第 218 回	2024 年 5 月 16 日	・ 抽出した課題の検討
第 219 回	2024 年 5 月 29 日	・ 抽出した課題の検討
第 220 回	2024 年 6 月 12 日	・ 抽出した課題の検討
第 221 回	2024 年 6 月 25 日	・ 参考人（財務諸表作成者）に対する意見聴取
第 223 回	2024 年 8 月 8 日	・ 抽出した課題の検討
第 224 回	2024 年 8 月 22 日	・ 抽出した課題の検討
第 225 回	2024 年 9 月 10 日	・ 抽出した課題の検討
第 226 回	2024 年 9 月 30 日	・ 抽出した課題の検討
第 227 回	2024 年 10 月 24 日	・ 抽出した課題の検討
第 228 回	2024 年 11 月 12 日	・ 抽出した課題の検討
第 229 回	2024 年 12 月 2 日	・ 抽出した課題の検討
第 230 回	2024 年 12 月 18 日	・ 抽出した課題の検討
第 231 回	2025 年 1 月 16 日	・ 抽出した課題の検討
第 232 回	2025 年 1 月 28 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 233 回	2025 年 2 月 13 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 234 回	2025 年 2 月 27 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 235 回	2025 年 3 月 13 日	・ 公開草案の文案の検討
第 236 回	2025 年 4 月 1 日	・ 抽出した課題の検討 ・ 公開草案の文案の検討
第 237 回	2025 年 4 月 15 日	・ 抽出した課題の検討

回数	開催日	審議内容
		・公開草案の文案の検討
第 238 回	2025 年 5 月 15 日	・抽出した課題の検討 ・公開草案の文案の検討
第 239 回	2025 年 5 月 29 日	・抽出した課題の検討 ・公開草案の文案の検討
第 240 回	2025 年 6 月 18 日	・抽出した課題の検討 ・公開草案の文案の検討
第 241 回	2025 年 6 月 30 日	・抽出した課題の検討 ・公開草案の文案の検討 ・関連する会計基準等の改正の検討
第 242 回	2025 年 7 月 16 日	・公開草案の文案の検討 ・関連する会計基準等の改正の検討
第 243 回	2025 年 7 月 30 日	・抽出した課題の検討 ・関連する会計基準等の改正の検討
第 244 回	2025 年 9 月 2 日	・抽出した課題の検討 ・公開草案の文案の検討 ・関連する会計基準等の改正の検討 ・参考人（金融庁監督局）に対する意見聴取
第 245 回	2025 年 9 月 17 日	・抽出した課題の検討 ・公開草案の文案の検討

以 上

**（別紙 4）参考人に対する意見聴取及びアウトリーチ（市場関係者からの意見聴取）
の状況**

公開草案の公表までの参考人に対する意見聴取の状況

開催日	対象	内容
2023 年 12 月 12 日 （第 208 回金融商品専門委員会）	財務諸表作成者（注 1）	・実務上の負担が重いと考えられる論点についての意見聴取
2024 年 6 月 25 日 （第 221 回金融商品専門委員会）	財務諸表作成者（注 1）	・実務上の負担が重いと考えられる論点に関するこれまでの ASBJ 事務局の分析及び提案についての意見聴取
2024 年 7 月 16 日 （第 529 回企業会計基準委員会）	財務諸表作成者（注 1）	・実務上の負担が重いと考えられる論点に関するこれまでの ASBJ 事務局の分析及び提案についての意見聴取
2025 年 9 月 2 日 （第 244 回金融商品専門委員会）	金融庁監督局	・金融機関に対する監督の観点からの適用時期に関するご見解

（注 1）一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者への実施である。

公開草案の公表までのアウトリーチの状況

公開草案の公表までのアウトリーチの状況は、以下のとおりである。

開催日	対象	内容
2023 年 9 月 8 日	財務諸表利用者（注 2）	・開示項目の有用性について ・開示すべきと考える項目について ・開示情報の利用目的について

（注 2）公益社団法人日本証券アナリスト協会からの推薦者 6 名への実施である。

以 上